

# 佐賀県 パートナーシップ宣誓制度



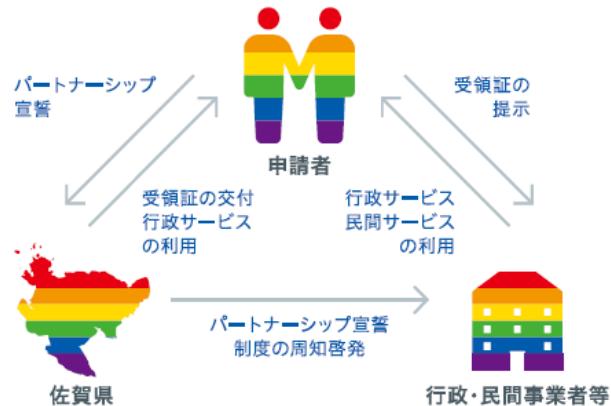
佐賀県では、県民一人ひとりが、多様な特性や個性を理解し、お互いに認め合える佐賀らしいやさしさが自然とあふれる佐賀県を目指す「さがすたいる」の考えに基づき、現行法制度の中で様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に、令和3年8月27日に「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。



## パートナーシップ宣誓制度

お互いをかけがえのないパートナーであることを二人が宣誓し、県がその関係性を証明する制度。佐賀県は、お二人の関係性を証明するものとして「受領証」を交付します。  
※法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務は発生するものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありません。

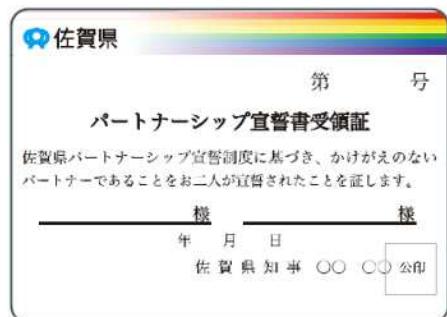
## 宣誓制度のイメージ



## パートナーシップ宣誓をすることができる方

一方又は双方が性的マイノリティのカップルを対象としています。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。（養子縁組による場合を除く。）



## 利用サービス

パートナーシップ宣誓をされたカップルは、交付された受領証を窓口等で提示することで、家族同様の取り扱いを受けることができるようになります。

### ○行政サービス

公営住宅入居の申し込みや県医療センター好生館、公立病院などの面会時等

### ○民間サービス

民間企業（不動産、金融、生命保険、損害保険、携帯電話、航空 等）



## 県内外の他自治体との連携

○パートナーシップ宣誓制度の自治体間連携ネットワークに加入しています（令和6年11月1日～）  
⇒加入自治体間で転居する場合、転入自治体で改めてパートナーシップ宣誓する必要はありません。

転入自治体に継続申請書、転出自治体で交付されている受領証及び転入が確認できる書類を提出することで、転入自治体から新たな受領証が交付されます。

○下記パートナーシップ宣誓制度導入自治体とは「相互利用協定」を締結しています

⇒出張や旅行、帰省など転居を伴わない日常的な往来でも、下記自治体が発行する「宣誓書受領証」と同様のサービスを受けることができます。

唐津市、上峰町、福岡県、北九州市、福岡市、直方市、田川市、行橋市、中間市、古賀市、  
福津市、粕屋町、香春町、苅田町

## 宣誓手続きの流れ

### 1. 宣誓日の事前予約

・宣誓を希望される日の1週間前までに、電話もしくはメールにて宣誓日時の予約。

【予約先】佐賀県県民環境部人権・同和対策課（旧館1階） 佐賀市城内1丁目1-59

### 2. パートナーシップ宣誓

・お二人でお越しいただき、県職員の前で宣誓書に必要事項を自署後、必要書類とともに提出。

【手続き場所】 佐賀県県民環境部人権・同和対策課

【宣誓受付時間】 月～金 9:00～17:00（祝休日・年末年始除く）

### 3. 宣誓書受領証の交付

・要件を満たしている場合は、宣誓書の写し（受領印を押印したもの）及び受領証を2人に交付。

#### 宣誓時の必要書類

※佐賀県パートナーシップ宣誓の手引きをご参照ください。

□住民票の写し（住民票記載事項証明書）、転入予定の場合は転出証明書等

□配偶者がいないことを証する書類（独身証明書、戸籍抄本等）

□本人確認書類（運転免許証等）

## 佐賀県 県民環境部人権・同和対策課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59（旧館1階）

電話：0952-25-7063

メールアドレス：jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」についての詳細は、佐賀県ホームページを御覧ください。

「くらし・子育て」→「人権・男女共同参画・市民活動・UD（ユニバーサルデザイン）」→「人権・同和対策課／人権啓発センターさが」

→「注目記事」→「佐賀県パートナーシップ宣誓制度を開始しました。」



【令和7年11月改訂版】